

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	岩崎・弁天地区 (岩崎、成沢、森合、森、新所、杉沢、二井田、角間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月9日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、中心的農業経営体は54経営体(内農人3)となっており、中心的経営体への農地集積率は約79%(農地中間管理事業による集積は、地区内農地の23.7%)となっているものの、内30経営体においては農業後継者の不在により10年以内に離農する可能性が高いと見込まれる。
・農地集積が個別に行われてきたことにより、中心的農業経営体が耕作する農地が分散しているため作業効率が悪いことから、利水形態や作物別などによる農地集約が必要である。

主な作物: 水稲、大豆、えだまめ、トマト、きゅうり

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、大豆、枝豆を主要作物とし、耕作者別・作物別に集約し、数年ごとのブロックローテーションの確率により、省力化による収入の増加及び転作作物の品質向上を目指す。
・地域農業の活性化を図るため、高収益作物の面積拡大を図る。
・トマト、きゅうり、チンゲン菜など現在地区内で生産している農業者を中心に作付面積の拡大を図るとともに担い手となる農業者への生産技術の継承を進める。
・農業者と地域住民が連携しながら保全・管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	507.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	507.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に関係機関の協力を得ながら農地利用調整を行う組織づくりを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地区内農地の80%以上について農地中間管理権設定を目指し、農用地の円滑な利用調整を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地耕作条件改善事業を活用して農地の区画拡大等により、農作業の省力化を図り経営規模拡大に対応する。 ・一部10a区画の農用地については、ほ場整備事業の導入に向けた検討も進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業と福祉の連携による地域活性化を目的に地区内の福祉法人の農業経営参入、状況に応じて地域外の経営体の参入等について、市及びJA等関係機関と連携しながら取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため防除作業は、地区の法人に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業の導入については、先進地視察及び関係機関からの指導を受けながら推進する。
- ④海外への輸出を含め、販路拡大に向け関係機関との連携及び視察等を行いながら推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農業者と地域住民が連携しながら保全・管理を行う。
- ⑧担い手の耕作面積拡大などを考慮し、出荷・調製施設の整備及び農業用施設の整備・集約化を進める。